

加入お申し込みは **FAX 03-5467-1722** へお願いします

■ ミツイワ・カルチベーションクラブ加入申込書 ■

申込日： 年 月 日

裏面の会員規約を遵守し、ミツイワ・カルチベーションクラブへの加入を申し込みます。

*太枠内をご記入ください(※印は記入必須項目です) 尚、表示金額には消費税は含まれて下りません。

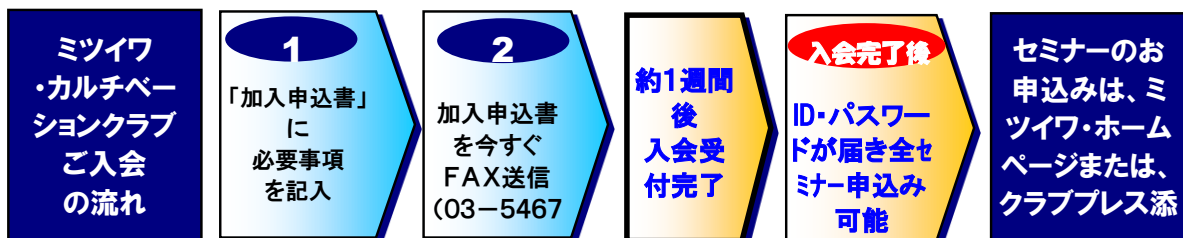
お客様情報	住所 ※	〒		代表電話番号 ※		
	社名 ※	(カナ)		業種 当てはまる ものに○ ※ 具体的な業種	1.建築 2.製造 3.商社・ 4.小売 5.IT 6.サービス 7.自治体 8.その他	
	申込責任者 ※	(カナ)	印		部署・役職 ※	
	連絡先住所 ※	(〒 -)		(上記と同じ場合は不要)		
	申込担当者 ※	(カナ)	(上記と同じ場合は不要)		印	部署・役職 ※
	メールアドレス ※	@				
受講票写し送付希望	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 上記担当者以外のアドレスを希望(@)				
	<input type="checkbox"/> 希望しない	※受講票の写しが、ご担当者様もしくは上記指定のメールアドレスへメールのccで送付されます。				
企業・法人規模 契約金額 オプション契約 会費支払方法 ※	お客様の企業・法人規模について		入会金	月額会費	支払方式	
	<input type="checkbox"/> 従業員数 300名以下		50,000円	50,000円	<input type="checkbox"/> 月額払い または <input type="checkbox"/> 年一括払い	
	<input type="checkbox"/> 従業員数 99名以下			35,000円		
	<input type="checkbox"/> 従業員数 19名以下			25,000円		
	<input type="checkbox"/> オプションパック (ISO・規格パック)月額会費		10,000円			
※月額会費は企業・法人規模により異なります。お客様の企業・法人規模については従業員数をご選択下さい。 支払方法を(月額払/年一括払)のどちらかをご選択ください。本サービスの加入期間は、サービス開始日から1年間とします。 ただし、期間満了の前月20日までに退会の意思表示のないときは同一条件をもってさらに1年間自動的に継続延長されるものとします。						
ミツイワ担当者名						
弊社使用欄	年 月 日		事務支援		担当部署	
担当部署	No	HO				
担当者	CD	SWSSC100				
備考	企業・法人規模確認 <input type="checkbox"/> クラブプレス持参 <input type="checkbox"/>					

◎お申し込み時のお願い

- この申込書の太線の枠内に記入して、印欄に押印のうえFAXしてください。
※印の欄は記入必須項目です。御社控えとして、両面コピーを一部とり保管して下さい。

◎会費お支払いに関するご注意

- 初回のご請求は、毎月20日までにお申込みの場合は翌月分から、21日以降お申し込みの場合は翌々月分からとなります。
- お支払いは、弊社請求書に基づき当月分を翌月末までに銀行へお振り込みください。
- その他の詳細は、裏面の会員規約をご参照下さい。



ミツイワ株式会社 ソリューション営業部 カルチベーションクラブ事務局

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷3-12-18 渋谷南東急ビル TEL: 03-3407-9188

ミツイワ・カルチャベーションクラブ 会員規約

ミツイワ株式会社(以下、弊社という)は、弊社提供の有料サービス「ミツイワ・カルチャベーションクラブ」(以下ミツイワクラブという)の利用に関し、以下の通り会員規約を定める。
ミツイワクラブ加入会員条件は加入時の従業員数が300名以下の企業・法人を対象とする。
尚、ミツイワクラブのサービスを利用できる会員を「ミツイワクラブ会員」(以下、会員という)とする。

第1条 会員規約

- 本規約は、弊社が提供するミツイワクラブのサービスを会員が利用する際の一切に適用する。
- 弊社の指定する手続きに基づき、本規約を承諾のうえ、会員の加入申込を行い、弊社が申込の承認をした者を会員とする。
- 会員は加入申込の時点で本規約の内容を承諾しているものとみなす。

第2条 会員の加入申込

- ミツイワクラブへ加入申込は、弊社が提示する所定の手続きに従って行う。
- ミツイワクラブの加入申込は、弊社ミツイワクラブの加入申込書が到着した時点で有効とし、会員の加入申込が成立したものとす。
- 会員の加入申込は毎月20日を締め切り日とし、翌月1日をサービス開始日とする。
21日以降の加入申し込みについては、翌々月1日をサービス開始日とする。サービス開始日から会費が発生するものとする。

第3条 会員の加入承認の手続

弊社は、ミツイワクラブの加入申込者が、以下の項目の一つにでも該当する場合は会員の承認をしない場合がある。

- 過去に会員規約違反などにより、会員資格の取消が行われていることが判明した場合
- 利用申込内容に虚偽があったことが判明した場合
- その他、弊社が会員とすることを不適当と判断する場合

第4条 変更の届出

- 会員は、住所、氏名、電話番号、メールアドレスなどの担当者の連絡先および、その他弊社への登録内容に変更があった場合には、速やかに弊社に所定方法で変更の手続きをするものとする。
- 前項の届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、弊社は一切その責任を負わない。

第5条 サービス利用可能地区

会員は、加入した地区のミツイワクラブのサービスに限り、利用することが可能なものとする。他地区のミツイワクラブのサービスを受けたい場合には、当該地区のミツイワクラブに別途加入するものとする。

第6条 サービスの内容およびその変更等

- 会員は、本規約にもとづき、会員に対し、別途定めるサービスを提供する。
- 提供するサービス及び諸条件はミツイワクラブの案内書に記載するものとし、会員はそれを承諾する。
- 弊社は、会員への事前告知をもって、対象サービスの全部または一部を変更、追加または廃止することができるものとする。

第7条 入会金

- ミツイワクラブへ入会するには、別途定める入会金を必要とする。
- 入会金は原則、初回の月額会費支払時に会費と一緒に一括して支払う。
- 入会金は、その後の利用の有無、退会等いかなる理由においても返金しない。

第8条 会費およびその変更

- ミツイワクラブの会費は、弊社が定める月額料金とする。会員は、会費に係る消費税及びその他の賦課される税を負担する。詳細については弊社が別途定めるとおりとする。
- 弊社は、会員への事前の告知をもって、月額料金を変更することができるものとする。

第9条 決済手段

会員は、会費その他の債務を弊社が承認した以下の方法で支払うものとする。

- 弊社の発行する請求書指定の方法による支払い。
- その他弊社が定める方法による支払い。

第10条 決済

- 弊社は、その月の最初に到来する営業日時点で登録されている会員を対象に、会費の請求をする。
- 弊社は前項に基づき算出された金額及びこれにかかる消費税相当額を、前条に基づき選択された決済手段に従って、会員宛に請求する。
- 会員は、その支払にあたっては、金融機関または弊社が別途定める支払条件に従うものとする。
- 会員と金融機関の間で料金その他の債務を巡って紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、弊社は一切の責任を負わないものとする。

第11条 譲渡禁止等

会員は、会員規約に基づく権利・義務を第三者に譲渡・移転をしたり、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできない。

第12条 権利帰属

- 本サービスに含まれるノウハウ、著作権その他の知的財産は、全て弊社に帰属するものとし、会員は、これを無断利用することはできない。
- 会員は、テキスト、文書、様式など、ミツイワクラブから提供されるあらゆる形のコンテンツの一部または全部を複製、転載、改変、編集、翻案、翻訳、送信することはできない。
- ミツイワクラブのサービスは、会員のみが利用できる。会員には会員企業の役員および従業員を含む。

第13条 会員資格の取消

- 会員が、次の事項の一つにでも該当する場合は、弊社は当該会員の資格を、会員に事前に催告することなく、一時停止または取り消すことができる。
 - 会員申込をした者が実在しない場合
 - 申込の際に決済手段として当該申込者が届け出た金融機関の口座が、金融機関により利用停止もしくは無効扱いとされている場合
 - ミツイワクラブの運営を妨害した場合
 - 会費の支払が引き続き3ヶ月なされない場合
 - 本規約のいずれかに違反した場合
 - その他、弊社が会員として不適当と判断する場合
- 前項の会員は、当該時点で発生している会費その他の債務等、弊社に対して負担する債務の一切を一括して履行するものとする。
- 会員が本条第1項各号の何れかに該当することで弊社が損害を被った場合、弊社は会員に対して損害賠償を請求できるものとする。
- 弊社は、本条1項に該当する会員に対して、既に受領した会費その他の金銭の払い戻し等は一切行わない。

第14条 退会

- 会員がミツイワクラブを退会する場合は、弊社が定める所定の方法にて届け出るものとする。毎月20日までに退会の意思表示がなされた場合には、翌月の末日をもって退会するものとする。
- 既に受領した会費その他の金銭の払い戻し等は一切行わない。
- 本条による退会の場合、その利用中に係る会員の一切の債務は、退会した後においても、その債務が履行されるまで消滅しない。これには、経過月の未納会費を含む。

第15条 自己責任の原則

- 会員はミツイワクラブのサービスの利用に関してなされた一切の行為およびその結果について、自ら責任を負い、弊社はいかなる損害についてもその責任を負わない。また会員は、以下の事項を承諾する。
 - 退会すると、ミツイワクラブのサービスは一切受けられなくなる。
 - 退会後、ミツイワクラブのサービスの提供を受けるには、あらかじめ会員の加入申込の手続きを要する。
- 会員がミツイワクラブ利用の際、第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用をもって解決し、弊社に損害を与えないものとする。

第16条 本規約の変更

- 弊社は、会員への事前の告知をもって、本規約を随時変更することができ、会員はこれを承諾する。
- 前項の変更については、弊社のホームページ上などにて、会員に告知する。
第6条第3項および第7条第2項に基づく変更等も同様とする。

第17条 損害賠償

会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法行為によって弊社に損害を与えた場合、弊社は当該会員に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとする。

第18条 補足

- 本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとする。
- 会員と弊社との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 本規約に定めのない事項または本規約の解釈に疑義が生じた場合、会員・弊社誠意をもって協議し、友好的に解決するものとする。

附則

- 会費の詳細
 - 従業員数100名以上300名以下の企業・法人様
入会金 50,000円(税抜き)
月額会費 50,000円(税抜き)
 - 従業員数20名以上99名以下の企業・法人様
入会金 50,000円(税抜き)
月額会費 35,000円(税抜き)
 - 従業員数19名以下の企業・法人様
入会金 50,000円(税抜き)
月額会費 25,000円(税抜き)
- オプション契約会費
 - ISO・規格バック (Pマーク、ISO、BCP/CSRなどをテーマにした入門勉強会、
内部監査員研修などの研修が受講できます)
月額会費 10,000円(税抜き)
- 会員規約の発効月日
初版 2006年7月1日
改定 2009年1月21日 会費の改定
再改定 2009年3月1日 オプション契約会費の追加

【個人情報の保護に関して】

お預かりした個人情報は、弊社の個人情報保護方針に従い、以下の通り適正に管理いたします。

- 当該個人情報は、ミツイワ株式会社と株式会社トーマツ環境品質研究所、トーマツインバージョン株式会社の3社による共同利用をいたします。
- 当該個人情報は、ミツイワクラブおよび有益な情報提供のためにのみ使用し、お申込者の同意なく第三者への提供はいたしません。
- 当該個人情報を上記1の範囲内で、適正な管理下にある委託先へ預託することがあります。
- 当該個人情報が誤っていたり、ご記入頂けなかった場合には、ご加入をお断りすることがあります。
- 当該個人情報の内容の開示、訂正および削除につきましては、ミツイワクラブ事務局へご連絡ください。